

意見募集要領

1 意見募集の対象

次期の電波利用料に関する意見

2 資料入手方法

総務省のホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室にて配布いたします。

3 意見書の提出期限

平成 22 年 5 月 19 日(水) 17:00 まで（郵送の場合には、同日必着）

4 意見書の提出方法

意見は書面により様式に従い、日本語にて提出してください。また、提出者の氏名・住所（法人又は団体の場合は名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレスを明記の上電子メール又は F A X 若しくは郵送（当日必着）により提出してください。

（1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：seido-line_atmark_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室 あて

※ 迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は原則としてテキストファイル又はマイクロソフト Word ファイルとし、他の形式にする場合は電波利用料企画室担当にお問合せください。）として提出してください。なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MB程度となっておりますので、それを超える場合はファイルを分割するなどして提出してください。

（2）F A X を利用する場合（※電波利用料企画室に電話連絡後、送付願います。）

電話番号：03-5253-5881（直通）

F A X 番号：03-5253-5882

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室 あて

※ 別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 郵送する場合

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室 あて

平成22年5月19日(水) 必着

※ 併せて意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出するようお願いいたします。光ディスクの条件は以下のとおりです。

- ・記録媒体：CD-R又はCD-RW
- ・ファイル形式：テキストファイル又はマイクロソフト社Wordファイル（他のファイル形式とする場合は電波利用料企画室担当までお問合せください。）
- ・光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいた光ディスクについては、返却できませんのであらかじめ了承願います。

4 留意事項

(1) 意見の取扱い

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電波利用料制度に関する専門調査会における検討の参考とさせていただきますとともに、総務省のホームページ等に掲載いたします。

意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報についても公表する場合があります。公表に際し、匿名を希望される場合は、その旨お書きください。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(2) 意見の内容の聴取

電波利用料制度に関する専門調査会において、提出された意見の内容の詳細を把握するため、意見の提出者からその内容について説明をしていただくことがあります。説明を求める場合は、事務局より意見の提出者に対して事前にご連絡いたしますので、あらかじめご了承ください。なお、説明にあたって発生する交通費等は支給されません。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局電波部
電波政策課電波利用料企画室 あて

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注1)
電波利用との関係(注2)
電話番号
電子メールアドレス

電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。(注3)

1 用途及び予算規模について
2 料額について
3 その他

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

注2 あなたと電波利用との関係について記入下さい(例:「〇〇無線局の免許人」等)。

注3 該当欄のみ記入下さい。記入欄が足りない場合は適宜別紙を用意下さい。用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙にはページ番号を記載して下さい。